

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 30 年 1 月 16 日付けで行った法 25 条 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性ないし不当性を主張している。

年金支給額に相当する金額を保護費から差し引くのではなく、年金支給額の 3 分の 1 以上を保護費に上乗せして、保護費を支給すべきである。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月2日	諮問
平成30年8月17日	審議（第24回第4部会）
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 法の基本事項

法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定める。

保護の補足性を定める法4条の規定は、法の基本原理のひとつであると法5条は定めている。

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とする。

法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに職権をもつてその決定を行い、書面をもつてこれを被保護者に通知しなければならない。」とする。

#### (2) 収入認定

生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）につい

ては、その実際の受給額を認定すること。」とされている（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)）。

また、「厚生年金保険法・・・国民年金法・・・による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・ア）。

そして、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、・・・収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を發して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」とされている（局長通知第10・2・(8)）。

なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

## 2 本件処分の検討

### (1) 収入認定

請求人は、平成29年10月13日に、請求人の金融機関口座に老齢基礎年金及び老齢厚生年金として28,469円の振込を受けたこと、次回の振込予定日は同年12月15日であることが認められる。

局長通知第8・1・(4)・アの収入認定方法によれば、処分庁は、

上記受給額（28,469円）を同年10月及び11月に2分割し、10月の収入として14,234円、11月の収入として14,235円をそれぞれ認定することができる。

しかし、請求人は、平成29年10月4日に同月分の保護費94,520円を受給したところ、その事後（同月10日）に、処分庁に対し年金振込通知書の写しを提出したことが認められたことから、局長通知第10・2・(8)に基づき、処分庁は、本件処分において、請求人に対する10月分の保護費支給額の遡及的変更処分及び過支給となる金額14,234円の返納請求を行わず、当該金額14,234円を翌11月の収入充当額に計上して、同月の収入充当額を計28,469円としたものと認められる。

## (2) 保護費の算出

上記(1)のとおり、請求人における平成29年11月の収入充当額は28,469円（14,234円＋14,235円）であるとされる。

したがって、請求人の平成29年11月分の保護費は、基準生活費97,100円（94,520円＋冬季加算2,580円）から11月の収入充当額28,469円を減じて得た額68,631円となることから、処分庁は、法25条2項の規定に基づき、平成29年11月分の保護費について変更することを決定したものである（本件処分）。

なお、この額から、介護保険料2,790円、住宅扶助17,100円を代理納付するので、請求人に実際に交付される額は48,741円であって、この旨を請求人に通知したことが認められる。

## (3) 結 論

上記(1)及び(2)のとおり、本件処分は、請求人の年金受給開始に伴い、これを適正に収入認定したものと認められ、その手続は上記1の法令等に則った適正なものであり、保護費の算出において違算等

もないといえるのであるから、そこに違法・不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、保護費に年金を上乗せして支給すべき旨主張する。

しかし、法4条は保護の補足性を基本原理として定めているところ（上記第6・1・(1)）、請求人が受給している年金は、請求人の利用し得る資産として請求人の最低限度の生活の維持のために活用されるべきものであり、法による保護は、それによってもなお最低限度の生活を維持するに不足する場合、その不足分の限度で実施すべきこととなるものである。請求人の上記主張は、制度そのものの在り方に関わる立法論又は政策論であると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否を左右するものではない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美